川崎市在宅療養患者介護サービス利用支援事業を御利用される前にご確認ください

【末期がん以外で、寝たきりとなり、在宅介護サービスを利用している方】利用確認フロー

２０歳以上６５歳未満の川崎市民

- ２０歳未満 → **小児慢性特定疾病医療給付制度**の対象になる場合があります。
- ６５歳以上 → **介護保険制度**の対象になる場合があります。

↓ 該当する

原疾患と寝たきり状態に因果関係がある

- 明確な因果関係がない → 原疾患と寝たきり状態の明確な因果関係が認められない場合は、事業対象外です。
  （精神的な理由で寝たきり状態と診断された場合は、**精神障害者として障害者総合支援法に基づくサービスを利用できる場合があります。**）

↓ 該当する

概ね６か月以上継続する

- ６か月以内の回復が見込まれる → 急性疾患やけが等で６か月以内の回復の見込みがある場合は、事業の対象外です。

↓ 該当する

他制度において同等のサービスの補助がない

- 各種障害の認定基準に該当する → **障害者総合支援法に基づくサービスを利用できる場合があります**
- ４０歳以上、特定疾患に該当する → **介護保険制度**の対象になる場合があります。
- 指定難病である → 障害者手帳が取得できない場合も、**障害者総合支援法に基づくサービスを利用できる場合があります。**

本事業の対象者になる可能性があります

主治医へ
ご相談ください。

※ご本人の希望によって、他制度を利用しない場合は事業対象とはなりません。

令和５年４月作成